

なぜ
なに

労働協約

就業規則

労働協約

就業規則

その4



Q. 最近よく「簡易苦情処理」という言葉を聞くけれど、これも組合員だけ適用なの？

A. 簡易苦情処理も、労働協約の中で定められている部分なんだ！見てみよう！



簡易苦情処理について

労使間の取扱いに関する協約（一部抜粋）

第38条 **組合員が**、本人の転勤、転職、降職、出向及び待命休職についての事前通知内容について苦情を有する場合は、その解決を簡易苦情処理会議（以下本節において「会議」という）に請求することができる。

第43条 **組合員は**、第38条の定めに基づいて苦情の解決を求めようとする場合、会社が別に定める簡易苦情申告票に必要事項を記入のうえ、**本人が**
事前通知を受けた日の翌日までに、当該組合員の所属する期間の会議の事務局に申告する。ただし、事前通知の翌日までに簡易苦情申告票を提出できない場合は、口頭をもって申告することができる。この場合、以後すみやかに簡易苦情申告票を提出する。

組合員の異動に伴う事前発令の裏側には、「この通知の内容に苦情のある場合は、簡易苦情処理会議に申告し、その解決を求められます。ただし、この通知を受けた日の翌日までに申告しなければなりません。」と記載されています。**組合員だけが、簡易苦情処理を提出することにより異動に対して異議を唱える機会がある**ということです。昨年の北幹保の事象や大宮地本での事象のように、簡易苦情処理を提出した結果、事前通知が取り消しになった事象もあります。（※必ずしも認められる訳ではありません。）しかしながら、**未加入者においては労働協約は適用されないため、納得感のない転勤でも異議を唱えることは一切できず、事前通知に従うしかないので**す。